

# 年頭の詞

富士川町長 中川 国兵

昭和四十二年の新春を迎え、装いも新たな富嶽を置き、国連の隆昌と富士川町の発展を祈念いたしますことは皆さんと共に慶びに堪えないところであります。

顧みますと昨年は宇宙開発の飛躍的進歩を以て示す如く、人類の

# 報 廣

# ふじがわ

1月

1967年

42.1.5

No. 79

科学は際限なく伸長したにも拘らず米ソの対立を中核としての東西両陣営の関係、中ソの紛争、南北ベトナムの果てしなき戦い等、世界の平和には程遠いものを感じるのであります。かゝる状況の下にあって戦後二十年を経て、経済の成長、生活の安定を達成したわが国が、世界情勢の判断を誤らず外国の信望を高めておりますことは、国民として大いに誇り得ることでありませう。

敬老の日、体育の日について永い間論争を続けた建国の日が二月十一日に決定して国民として安定観を強めたことは御同慶の至りでございます。

国土縦断の東名高速道路の建設は、昭和四十三年の完成に向けて着々進捗し、交通難の緩和と地形の変貌を招来し、サービスエリアバスストップの設置によって、わが町が道路交通の花形として躍進することが約束されているのであります。

富士川・松野の合併をみてよりすでに十年を経過した今日、あらためて町内における状況をみまことに大変意義深いものを感じさせられます。

昨秋、わが町を襲った二六号台風による被害も、力強い復興の意気によって解消されましたことは転禍為福の町民協力の賜物です。

税金も町民法人各位の御理解によって順調にのびました為、町内施設におきましては、町内外各位の御協賛をいただきました第一小学校第三期建築をはじめ第二幼稚園、教員住宅、本通り保育園の工事等が目下着々と進められており富士見橋線の全線舗装の完成、富士川富沢線全長八キロの拡幅舗装に伴って、設置決定の日軽蒲原工場社宅、はてい缶詰工場等をはじめ



め松野地区の開発は急速に進むものと思われませう。

国道の交通地獄から学童を護る為には、旭町内に歩道橋の建設が進められ、富士川鉄橋に設けられた歩行者道も交通難緩和に一役買っております。

なお、野田力三氏の藍綬褒章受賞、坪内佐吉氏の消防功労者賞とその知事表彰は町民のひとしく喜びとするところであります。

富士川・蒲原・由比三町の合併については、昭和四十年十二月、庵原地区合併研究連絡協議会の設置に始まって四十一年十月十九日には地方自治法による庵原地区合併協議会の発足をみて、各町それぞれ資料を提供して、総務、行政建設にわたって協議をすすめてきました。蒲原町の町内事情が合併を阻む事態に立ち至った為、十二月十三日、遂に合併協議会を解散するに至りました。甚だ遺憾なことでありまして、わが町としては、町の自主的立場において、町民の為今後の方針を立てる必要が生じたのであります。

かかる多端な情勢の内に新しい年を迎えまして、本年はいよゝ多事多端を予想し益々町政執行に対する覚悟を新たにす次第であります。本年はまず世上言われますように選挙の年でありまして一月の知事選挙をはじめ衆議院議員選挙に続き四月には県議会議員町議会議員選挙も行なわれることになりませうが、近時、政治の腐敗を露呈して国民の疑惑を買っている現状に鑑みまして、その根底となる明るく正しい選挙を行なうことが、われわれ国民、町民のなすべき務めであると存じます。

わが町におきましては、健全財政の立場を堅持して、町民の為の施政をモットーに諸施策をすみやかに実施していく考えであります。土木事業におきましては、富士川由比線の未開発二千メートルの促進、農業構造改善事業の策定、都市計画路線の決定とその整備、小池川の蒲原境よりの改修工事、国費による中電一幸町の歩道施工等を強力にすすめる考えであり、教育施設におきましては、第二小の新築、第一幼の移転新築、第一小の第四・五期の建築費をはじめとして、町政各般にわたるきめの細かい開発と実情に応じた住民福祉の充実、国民健康保険財政の健康増進はもとより、松野地区上水道の整備を含めた衛生環境の確立等々予算を効率的に活用することによって、町民の愛町心をたかめ明るい豊かな町造りを実現して町発展を期したい覚悟であります。

われわれは、明治百年の歴史の跡を回顧して、日本の躍進をあらためて認識すると共に、世界状況に応じた国民的自覚を確立し、その基盤に立って、明るく町造りの方途を講ずることが肝要であります。

年頭に際し、いささか所感を述べ、皆さんの御勇健と御多幸をお祈りいたしまして御挨拶といたします。

写真 年頭の決意も新たに、執務開始する中川町長

12月町議会定例会

2,500万円を補正

現計予算総額

2億5千7百万円

昭和14年度の富士川町一般会計当初予算は、二億一千九百八十万円でしたが、9月補正予算第一号で一千二百万円追加、さらに今回12月補正予算第二号、二千五百三十万円の追加により、現計予算総額は二億五千七百万円に達しました。

台風26号

災害復興費に

一千余万円

九月二十五、二十六日発生した台風26号による被害は、公営住宅を主とした公共単独土木災害復旧費に三百九十二万三千円、文教施設を含むその他の公共施設災害復旧費に二百二十五万三千円、災害救助法発動による被災者の救助費に四百十八万二千円、あわせて災害関連経費は、一千三十五万八千円を必要とし、今回補正予算歳出の40%を占めています。

第二幼改築費

四百四十五万追加

総額一千百十四万円

十二月の町議会定例会は、十二月二十九日九時より、役場大会議室に招集され、会期一日をもって上程された十四案件を審議、可決しました。

おもなものとして、昭和40年度富士川町歳入歳出決算認定(次回特集号で詳細発表予定)と補正予算案があげられます。

三月十日完成を目途に進められています。

第二幼稚園建設の総事業費は、昭和40年度に施行した園地の買収費百二十七万五千円、盛土整地工事百三十万三千円等を加えると、総額一千百十四万円となり、この財源内訳は、国庫補助金百七十六万六千円、地方債五百万円、一般財源その他四百四十三万四千円となっています。

請負費については、四百二十万円がすでに当初予算で組まれてあるため、その差額の四百七十七万二千円、設計監理料については、当初に組まれてある十五万円との差額二十八万円、その合計四百四十五万二千円が、今回補正されました。

同園の規模は、二・六三四㎡(約七九七坪)の敷地に、鉄骨造り平屋建五一四㎡(約一五五坪)で遊戯室一、保育室三、職員室(保健・図書室を兼ねる)一、休憩室(日本間六畳)湯沸かし室、便所を備えています。

本通り保育園建設に

三百六十万追加

総額七百三十八万円

昨年十一月十四日に着工された町立第二幼稚園(二中東側隣地)は、工事請負費八百三十七万二千円、設計監理料四十三万円、計八百八十万二千円の改築費を計上、昨年十一月一日に着工、二月十日完成予定で、進められている本通り保育園は、六百七十五万四千

円の建設費を計上しています。今回の補正で、当初予算との不足分三百六十万四千円が追加されたわけです。

木造平屋建二六二㎡(約八〇坪)四百八十万四千円、外に簡易耐火平屋建の付属建物三三三㎡(約一〇坪)造園・付帯・整地等の各工事に百六十万円、設計監理料三十五万円となっています。

開設するには、この外三十五万円程度の備品購入費等を含め、総額七百三十八万四千円の施設費となります。

町道幹線

整備事業費に

五百十万円

今回の補正予算でも一つ注目される点は、東町線、原方中野線町道一号線の舗装工事費に五百十万円を投入し、町道幹線の道路整備を促進しようとしていることです。

教職員住宅

鉄筋コンクリート三階建

建設進む

昨年十月五日に着工した富士川町教職員住宅(一中校庭東南)鉄筋コンクリート三階建は、六〇五㎡(約一八三坪)十二世帯収容の規模です。

工事は、三月二十五日完成の予定で進められています。

一世代あたりの内容は、六畳、四・五畳間各一室、子ども室一、台所兼食堂一、浴室トイレ付、他に玄関と雑庫を備え、バルコニーが付属しています。

これは、公立学校共済組合の融資二千万円を受けて建設されるもので、25年の元利均等償還で町の施設になります。

II歳入

税収においては

最終予算

今回の補正の歳出に見合う歳入補正予算は、災害関連の補正起債見舞金七百五十五万円、幼稚園、保育所の建設関係の補助起債等、四百二十五万六千円、土木関係地元負担金二百五十五万円の特定財

贈与税

財産をもらったときの

税金

個人から家や土地などの不動産や、株式、現金、貴金属などの動産や、その他の財産をもらったり財産を時価より非常にやすい値段で譲り受けるなどの経済的な利益を受けた場合には、贈与税がかかります。

贈与税は、人が生きている間に自分の財産をほかの人に贈与すると、その人が死亡したときにかかる相続税がそれだけ安くなりますから、生きている間にほかの人に財産を贈与した人と、贈与しなかった人との間で税金が不公平にならないようにする主旨で設けられたものです。

ところで、一般に財産の贈与は親子とか夫妻などの親族の間で行なわれることが多いので、なかには、贈与を受けても贈与税がかかることを知らなかったり、申告を忘れていた人が案外多いようです。贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十五日までです。

以下、贈与税について、そのあらましを説明しましょう。

一、贈与税は、個人から財産をもらったときにかかりますが、この財産には、土地、家屋、株式、預貯金などの不動産や動産のほか、地上権、借地権、営業権、特許権など、経済的価値のあるすべてのものを含まれます。

二、個人から次のような経済的な利益を受けた場合は、財産の贈与があったのと実質的に同じですから、贈与税がかかります。

- (一)他人が保険料を支払っていた生命保険金を受け取ったとき
(二)他人が掛金をかけていた定期金を受け取ったとき
(三)財産を時価より非常に安い値段で譲り受けたとき
(四)借金を棒引きしてもらったたり肩がわりしてもらったとき
三、親の土地や家を子の名義に書き替えたり、夫が妻の名義で株券を買ったりしたときには、贈与があったものとして贈与税がかかります。しかし、このような場合でも、財産を贈与する意志はなく、名義人となった人が名義人となったことを知らず、その財産を使用収益していないとか、まらがつて登記をしたという場合は、その名義をできる



四、贈与税は、贈与によってもらったすべての財産にかかりますが、次のような場合には、かからないことになっています。

- (一)法人からもらった財産(この場合には一時所得として所得税がかかります)
(二)両親などの扶養義務者からもらった教育費や生活費で、通常、必要と認められるもの
(三)公益事業を行なう人がもらった財産で、公益事業の用に使用

だけ早く、遅くとも贈与税の課税を受ける前までに、実際の所有者に変更した場合は、贈与がなかったものとして取り扱われます。

五、贈与税を計算するには、まずその年中にもらった贈与税のかかる財産の価格を合計します。次に、この合計額から四十万円の基礎控除を行ない、その残額に税率を掛けて税額を算出します。したがって、もらった財産の価額が四十万円以下であれば贈与税はかかりません。

しかし、ある人から四十一年中に二十万円をこえる財産をもらい、四十一年または三十九年にも同じ人から二十万円をこえる財産をもらっている場合は、四十一年中にもらった財産が四十万円以下であっても、これらを合わせて贈与税がかかることになります。

なお、もらった財産の価額は贈与があったときの時価で計算することになっています。またこの時価については、財産によってはいくらしらよいかむずかしい場合があるので、財産の種類ごとにそれぞれ算定の方法が定められています。

六、贈与税の基礎控除は四十万円ですが、四十一年度の税法改正によって、夫婦の間で贈与された財産の内、次の条件にあたるものは、基礎控除に先だって百六十万円を限度として配偶者控除を受けることができることになりましたから、この控除の適用を受ける場合には、二百万円までは税金がかからないこととなります。

(一)夫婦の婚姻期間が二十五年以上であること
(二)贈与財産が居住用の不動産、またはそれ取得するための金銭であること
(三)贈与を受けた年の翌年三月十五日までに(二)により取得した居住用不動産を、贈与を受けた人が現実に居住用として使用し、その後も引き続いて居住する見込みであること
ただし、この贈与税の配偶者控除を受けずと、あとで相続の場合に、相続税の「遺産にかかる配偶者控除」(最高二百万円)の適用が受けられないこととなります。

七、贈与税の申告と納税の期間は二月一日から三月十五日までです。申告が遅れますと、無申告加算税がかかります。四十一年中に贈与を受けた人は、必ずこの期間内に申告と納税をすませてください。

詳細については、清水税務署または富士川町役場税務課へお問合せください。

# 国民年金支給額

## 今月より大幅に増額

すべての年金制度は、加入した期間と保険料を納めた期間によって年金の支払いが行なわれます。

国民年金では、現在七十才以上の方に毎月千五百円宛支給している老齢福祉年金がありますが、この老齢年金は保険料を納めないで支給されるために、きわめて少額です。しかし、受ける老人は非常に楽しみにしています。

保険料を納める現在の国民年金は老齢を保障する年金額になります。経済の状況に見合わせて、ふさわしい年金額にするため、五年ごとに調整されており、

不幸にして夫を失った家庭に母子年金が支給されていますが、いままでの年額は一万九千二百円、それが去年の調整年度を経て、今年から五万五千二百円と大幅に増額されることとなります。

厚生年金、共済組合などに加入していない二十才以上の人は、国民年金に加入しないと、国民の権利であるすべての年金から取り残されてしまいます。

誰でも必ず迎える老後の生活保障のために、成人した一人一人がどういう年金に入っているか、も

う一度家庭の話題としてください

### 老令年金の給付額

今までは、二十五年保険料を納付したときは年二万四千円の年金額が支給されることになっていたのが、昭和四十二年一月以後は年六万円の年金額が支給されることになり、実に二倍半の増額となっています。

### 障害年金の

障害年金の場合も、今まで、最低保障としての年金額が二級の障害程度の場合で三万四千円、一級の障害程度で三万円でしたが、これも、二級で六万円、一級で七万二千円と引き上げられます。

### 母子・準母子年金の

今までの一万九千二百円が五万五千二百円になります。

### 遺児年金

今までの一万二千円が三万円とそれぞれ引き上げられました。

### 国民年金の保険料

#### 支給額の増にもない

#### 上がる

このように年金額が二倍半も引き上げられると、保険料の額は

うもそれに見合った引上げが必要となるのですが、今回の保険料の引上げは、被保険者の拠出能力などを考慮して、段階的に引き上げられることになり、昭和四十二年一月の保険料から

二〇一三五歳 月二〇〇円

三五一六〇歳 月二五〇円

と、それぞれ従来の額から百円づつ引き上げられ昭和四十四年一月には

二〇一三五歳 月二五〇円

## 成人と国民年金

一月十五日は「成人の日」ですこの「成人の日」は、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます」日であり、この日には全国各地で二十歳になり、おとなの仲間入りをした若人を祝い励ます成人式が開催されます。

### 成人の権利義務

むかしは、おとなの仲間入りは元服であり、その後は徴兵検査でしたが、平和国家となった今日、成人式が一つの区切りとなったといえましょう。

二十歳になると、社会的に、法律上の行為能力が与えられ、民法刑法などの法律の責任が課せられ選挙権が与えられます。国民年金

三六一六〇歳 月三〇〇円と、さらに引き上げられることになっていきます。

なお、今までに、六十歳になるまでの間、あらかじめ保険料を改正前の保険料額で前納した人などは、昭和四十二年一月分以後の既に前納している期間について、改正後の保険料額と改正前のそれとの差額に相当する足りない分の額を納付してもらわなければならないことになっています。

### 加入する手続き

国民年金に加入する手続きは、現住所の市町村に、国民年金被保険者の資格取得の届出をして行なうことになっています。当町では役場住民課で扱っています。手続きとして他に書類を必要とするわけがなく、面倒なものではありません。しかし今までも、二十歳になって加入しなければならぬ人たちが、いまだに届出をしていない人も少なくありません。

### 年金の必要性

国民年金に必ずはいらなければならぬ人  
国民年金は、日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民で、厚生年金や共済組合などの加入者やその配偶者、国民年金以外の制度から年金を受けることのできる人やその配偶者、昼間部の高校、大学の学生を除いたすべての人が、必ずはいらなければならぬものであり、このような人たちは、国民年金の保険料を納め、将来の老後の保障、不測の事故に対する生活の保障を国民年金の給付によって行なおうとするものです。

したがって、二十歳になった人たちは、厚生年金や共済組合に加入していない場合、昼間の大学や高校の学生でない場合は、すべて国民年金の被保険者とならなければならないわけです。

年金といえ、まだまだ先のことと考えられがちで、年金の必要性についても自覚に乏しいことが原因と考えられるのですが、年金は、若いうちから少しずつ準備していくものであり、また、最近のような交通戦争を考えると、老後のことだけでなく、いつ、どういう事故に遭遇するかもしれないこのためには、障害年金や母子年金、遺児年金などの年金給付があるのですから、成人の日を機会に国民年金の必要性を自覚し、すすんで加入の手続きをとってくださ

# 父兄も迎えて

## 新成人を祝福

昭和四十二年第16回富士川町成人式は、一月十五日の成人の日に第一公民館で挙行されました。

新成人は二六六人、男子一四七人、女子一一九人となっています。例年は、新成人と僅かな来賓を迎えて挙行してきましたが、今年度は町をあげて新成人を祝福しようという動きが注目されます。

原田教育長はこの間の事情を次のように説明しています。

「従前は、新成人のみで挙式してきましたが、次代にならぬ青年を遇するのには、これではあまり暖かい態度とはいえないわけで、今年からは町を挙げて新成人を祝福し、もって郷土を愛する青年にむくたいと思います。」

### 正月の食生活

正月料理は、おもちゃを主食に、魚・肉・卵などが中心になります。お休みで運動不足という条件も重なり、正月は胃腸にとって最悪の季節。——生野菜やミカン・リンゴなどのくだ物をできるだけ食べるようにして、食事のバランスをととのえてください。



教育委員会でいろいろ検討した結果、来賓、教育関係者の外、新たに新成人の父兄、区長、副区長、婦人会、青年団、体育協会、文化協会、青少年健全育成連絡協議会などの人たちが合計約五百人の人たちを招くことを決定しました。

通知の届いた皆さんには趣旨をお汲みとりのうえ、ぜひご出席いただきたいと思います。委員会では、出席した新成人全員に記念品（印鑑箱）と記念写真を贈呈し、婦人も記念品を贈ることになっています。

なお、当日のアトラクションとして、去年の文化祭で好評を博した演劇「花子」——30分—を用意しています。

職業・学歴・年令・性別・環境・考え方を異にしながらも、共通な地域圏に生き、青春という大きな一致で結合して、青年の生活を高めようとする活動する団体、これが青年団である。が、今日では社会の激しい変化を反映して、この内容、内容にもっと魅力のある個性が要求されてきている。

職業によつては、職場の若い仲間とのクラブ活動、学歴については共通な学生時代を過ぎた仲間との連帯感の強さというものが、青年団活動の一般性に反撥し、また大企業の三交替制による時間のズレから参加できにくいというような事情が、現在の青年団活動の大きな問題点となっている。

地域社会の中で、青年の最大な組織として青年生活を高め、その社会の向上と密着していかうとするならば、「青春」を共にする人たちが一人でも多く、いや、理想としては、一人残らず参加できるように地盤を創造する努力が必要だと思ふ。

職場仲間、学生仲間と結んでいる青年も、自分の住む地域社会では孤立化した存在、点になってしまふ——この事実にもっと注目したい。

参加しないこれらの青年から、

「ツマライナイからだ」「自由を拘束されると思うからいやだ」という声が聞かれる。ツマルように充実させ、束縛感を解放する体制を考へるよう努めることは不可能か。激しく変はうする社会生活と共に進む青年団の在り方にも、やはり対処できる改革が必要であろう。青年団にこのような決意が生じて、これらの人たちはまだ活動参加のために感ずるだろう。地域社会での「青春仲間」に加わることに抵抗を感じ、地域の中の孤独に甘んじようとするだろうか。

## 諸君！町内青春仲間

富士川町連合青年団長 丸山博康

なお地域を同じくする青春仲間にも加わって、わたくしたちの愛する町をよりよく、住みよくするために、青年として可能な範囲で共通な場所に生ずる問題を話し合おうではないか。

十本のピンが小気味よい音をたてて倒れる。リズムにのって踊るカーンと快音を残して飛び白球。色あざやかな氷の上。樹氷を縫って白銀の滑走。山小屋に響くコーラス。——溢れるエネルギーをぶつける若さの特権、胸はずむ楽しい青春時代だ。

だが、青春は一瞬に飛び去る。将来への足がかりを求めねばならぬ。わたくしたちの先を歩む人を見て、自分の低きに不安を感じたことはないか。若さを高らかに歌いあげながら仲間の中で自分を磨き正義を愛する特権も発揮しようではないか。青年が関係する各種の機関（青年団をはじめ青年学級、子ども会指導者協議会、だるま会農協青年部、商工会青年部等）の代表者による「青年団体運営連絡協議会」というようなものも結成する必要がある。

地域の活動にすんなりと参加できる体制を考え、たとえ月に一度でも年に六回でも喜んで加わることのできるような態勢を確立できないのか。青年団が「地域圏を共にする青春仲間」である限り、このような問題は、富士川町内の全青年に与えられ、解決を求められていくものではないか。

未加入の諸君、青年団は一握りのリーダーで運営されているのではない。ぜひ参加して、あなたに運営してもらいたいのだ。職場仲間、学生仲間と青春を共にする諸君、友人との交際を大切にしつつ

わたくしたちを象徴するこの新春に際し、町内全青年に「青春仲間」の問題を提起し、新しい青年団の進展を期待したい。

# モ



あけましておめでとうござい  
ます。どなたさまもよい正月をお迎  
えになったことと思います。

ことしも、ぜひ健康で、幸福な  
よい年でありませう、とともども  
祈念いたしました。

## 一月のこよみ

四日(水) 官庁御用始め。一  
般事業所もこの日を御用始めとす  
るところが多くなりました。

六日(金) 小寒。この日から  
二月四日の立春までを寒中とい  
い、寒さが身にしみてきます。かぜを  
ひかないように。

七日(土) 七草かゆ。

九日(月) 小中高各学校始業  
鏡もちを小さく割って、おしるこ  
に入れて食べる風習は都会地では  
ほとんど忘れられようとしていま  
す。鏡もちさえ作らなくなってい  
ます。

一五日(日) 成人の日。奈良若  
草山の草焼きが行なわれます。

一六日(月) やぶいり。以前は

商店などに奉公している小僧さん  
たちが親元へ帰る年二回のうちの  
一日。このごろでは、そんなお店  
などなくなりました。

二一日(土) 大寒。この日を中  
心に寒さがいちばんきびしくなり  
ます。

## 晴れ着のしみぬき

お正月の晴れ着は、よごれをよ  
くおとしてからしまつてくださ  
いよごれをおとす場合、だいいじな  
ことは、よごれの種類を確かめるこ  
とです。

しょうゆ、酒、お茶などのしみ  
は、しみのまわりにきりを吹いて  
下に手ぬぐいをあて、ぬるま湯を  
ふくませたガーゼでしみの上から  
たたきます。これをいったんかわ  
かしてから、ぬるま湯の石けん水  
で、同じ方法をくりかえすと、と  
れます。

おしろい、コーヒールなどのしみ  
も前者の第一段階の手順のあとベ  
ンジンをふくませたガーゼでた  
くととれます。

同じ手順をふんで、えりあかは  
アルコール、果汁やあせのしみは  
アンモニア水、インクはしゅう酸  
でそれぞれしみぬきをします。

よごれをおとしたら、その部分  
にゆるいアイロンをかけ、さらに  
衣類全部によく風を通してから、

しまふことです。

## こたつまわりの

### 手仕事

年賀の客も終わり、晴着や正月  
用の諸道具の整理が済んだら、一  
日ゆっくり休養をとってください  
といつても、主婦はただぼんやり  
一日を過すことはできません

から、こたつにあたりながら、年  
賀状の整理などはいかがでしょう  
ご主人への賀状、お子さんへのも

## 新年の生活設計に 簡易保険を

一年の計は元日にありといわれ  
るように、だれもが新たな気持ちで  
生活設計をたてられることと思わ  
れますが、今年一年だけにとどま  
らず、一生にわたる長期計画も考  
えておく必要があります。

生活設計の最も中心になるのは  
貯蓄です。貯蓄の動機としては「  
病気や不時の災害に備えて」とい  
う理由が全体の七〇％を占めてお  
り、ついで「子どもの教育費や結  
婚資金にあてるため」「老後の生  
活のため」「土地、家屋を手に入  
れるため」という理由が続いてい  
ます。

貯蓄をもっている世帯について  
その種類をみますと、預貯金が九六

のなど、それぞれ別にして、すみに  
に穴をあけ、リングで止めておく  
と、来年、年賀状を出す目安にも  
なり、住所録ともなります。各地  
で町名地番の変更が行なわれてい  
ますので、整理しておくこと重宝し  
ます。また正月にとった写真もぜ  
ひアルバムに入れて整理しておき  
ましょう。

一月十五日は成人の日で、各方  
面で祝いごとが行なわれますが、  
単なる祝い日としてだけでなく、  
この日を期して成人となる若い人  
たちは、おとなとしての権利、義  
務を自覚し、行動し、自らの責任  
において生き抜く決意を新たにし  
たいものです。

## 成人記念に

その第一歩として、自分自身の  
生活設計の一端として簡易保険へ  
の新加入をおすすめします。また  
親の立場からは、成人したわが子  
の記念として、第一回目の保険料  
を払い込んでやり、あとは本人に  
掛けさせて、門出のはなむけとし  
てやるのも意義深いことです。

## 新入学記念に

今年も百五十万人に近い子ども  
たちが新入学を迎えますが、両親  
としては、この機会に、将来の進  
入学費用の準備をはじめたいもの  
です。

学資の準備にも、いろいろな方  
法がありますが、途中で親に万  
一のことがあっても、確実に準備が  
できるという見地から、手軽には  
いれる簡易保険を利用するのも一  
方法です。